

(1) 基本的事項

①計画の趣旨

近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）等の電子化の進展、国保データベース（KDB）システム等の整備により、保険者等が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。

こうした中、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「計画」の作成・好評、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされ、保険者等が、保有しているデータを活用しながら、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保険事業の展開や、ポピュレーションアプローチ（集団全体でのリスク軽減・予防）から重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことなどが求められています。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する等により、保険者は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った保健事業の実施を図るための保険事業の実施計画（データヘルス計画）を策定した上で、保健事業の実施・評価・改善等を行うものとなりました。

七飯町においては、被保険者の健康の保持増進を目的として効果的かつ効率的な保健事業を進めていくためデータヘルス計画を策定し、保健事業の実施・評価・改善等を行うものとします。

なお、計画の策定・事業の評価にあたっては、特定健診等の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して行います。

②計画期間

北海道における医療費適正化計画や医療計画との整合性を図り、平成30年度から35年度までを計画期間とします。

